

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第62条第2項に基づき、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

3 第1項の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項に基づく協定により、給与の一部を控除して支払うことができる。

(給料)

第3条 給料は、就業規則第34条から第38条までに規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

一 事務職等給料表（別表第1）

二 医療職給料表（別表第2-1）

イ 医療職給料表(1)

ロ 医療職給料表(2)

ハ 医療職給料表(3)

三 福祉職給料表（別表第2-2）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時的に任用された職員及び非常勤の職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級

に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3で定める。

(初任給の基準)

第5条 職員の職務の級は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号給は、別表第4から別表4-4のほか栃木県職員の例になり、当該職員の学歴、前歴等を考慮して理事長が決定する。

(昇格)

第6条 職員を昇格させるときは、1級上位の職務の級に決定する。ただし、当該職員の勤務成績が特に良好であるときは、この限りでない。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、当該職員に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

3 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第7条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の号給数は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる号給数とする。ただし、第2号に掲げる職員にあっては、当該年齢に達した日の属する年度の翌年度以降に適用するものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

イ 勤務成績が特に良好である職員 5号給以上(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職給料表(1)適用職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表(2)適用職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表(3)適用職員でその職務の級が6級以上であるもの(以下「特定職員」という。)にあっては4号給以上)

- 勤務成績が良好である職員 4号給（特定職員にあっては、3号給）
  - ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下（特定職員にあっては2号給以下）
- 二 昇給日において55歳（医師又は歯科医師の資格を有する者のうち医療職給料表(1)の適用を受けている者にあっては、57歳）を超えている職員
- イ 勤務成績が特に良好である職員 1号給以上
  - 勤務成績が良好である職員 0号給
  - ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 0号給
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない職員又は前年の昇給日以後に、停職、減給若しくは戒告の処分を受けた職員については、第2項第1号ハ又は第2号ハに掲げる職員に該当するものとみなして、それぞれ同項各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- 一 規則第47条に規定する超勤代休時間
  - 二 就業規則に規定する休暇のうち、年次休暇、傷病休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（以下「労働災害又は通勤災害」という。）による傷病休暇に限る。）及び特別休暇
  - 三 就業規則第56条に規定する介護休暇
  - 四 就業規則第56条の2に規定する介護時間休暇
  - 五 就業規則第75条の規定により職務に専念する義務を免除された場合
  - 六 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）に規定する育児休業
  - 七 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）に規定する部分休業
  - 八 労働災害又は通勤災害による休職

## 九 派遣職員の派遣

### (特別の場合の昇給)

第9条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- 三 勤務成績が特に優秀であるという事由によって表彰を受けた場合
- 四 就業規則第29条第2項第4号の規定により退職する場合

### (復職時等における号給の調整)

第10条 休職、休業又は休暇（以下「休職等」という。）のために勤務しなかった職員が、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、休職等の期間を別表第6に定める休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を決定することができる。

- 2 前号に定める号給の調整を行った場合には、その都度、調整の時期、調整後の号給等を記載した調書を作成して保管しなければならない。

### (再雇用職員の給料月額)

第11条 就業規則第28条に規定する常時勤務を要する職員（以下「再雇用職員」という。）及び短時間勤務の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

### (短時間勤務職員の給料月額)

第12条 再雇用職員のうち就業規則第57条第3項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）及び再雇用短時間勤務職員の給料月額は、前条の規定にかかわらず、前条の規定による給料月額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を就業規則第34条に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 2 育児短時間勤務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員以外の職員の給料月額

は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額)

第12条の2 就業規則第28条の2に規定する短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第13条 給料の計算期間は月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日に当たるときその他次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれその月の当該各号に定める日とする。

一 15日が祝日法による休日又は土曜日に当たるとき（次号に掲げる場合を除く。）。  
14日

二 15日が祝日法による休日で、かつ、月曜日に当たるとき。16日

三 15日が日曜日に当たるとき。13日

四 災害その他特別の事情により、15日又は前各号の規定により定められた日を支給日とすることが著しく困難であると理事長が認めたとき。理事長が定める日

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を栃木県職員の例により日割計算しその際支給する。

7 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、栃木県職員の例により日割計算し支給する。

一 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合

二 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

三 育児休業、自己啓発休業若しくは配偶者同行休業を始め、又は当該休業の終了により職務に復帰した場合

四 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。
- 一 給与期間中給料の支給定日後において新たに職員となった場合
  - 二 給与期間中給料の支給定日前において離職し又は死亡した場合
  - 三 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合
- 9 給料の調整額、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、給料の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 10 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当は、一の給与期間の分を翌月の給料の支給定日に支給するものとする。ただし、当該支給定日前に離職し、若しくは死亡した場合又は第6項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給することができる。

#### (給料の調整額)

第14条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 給料の調整を行う職は、別表第7の職員の欄に掲げる職員の占める職とする。
- 4 前項に定める職を占める職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7-2に定める調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（別表第7-3に定める額）とする。）にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあってはその額に就業規則第35条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 給料の調整額は、職員が第3項に定める職を占める期間に限り、その職員の給料額に加えて支給するものとする。

(給料の特別調整額)

第15条 給料の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別表第8に掲げる職について支給する。

2 理事長は、その特殊性に基づき、給料月額につき、適正な特別調整額表を定めることができる。

3 前項の特別調整額表に定める給料月額の特別調整額は、第1項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

4 第1項に規定する職を占める職員(次項に規定する職員を除く。)に支給する給料の特別調整額は、当該職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る別表第8に掲げる区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第8-2の給料の特別調整額欄に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、別表第8-4に掲げる職にある職員にあっては、その表に定める額とする。

5 第1項に規定する職を占める職員のうち、再雇用職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員(以下「再雇用職員等」という。)に支給する給料の特別調整額は、当該職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第8-3の給料の特別調整額欄に定める額(育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

6 前2項に規定する給料の特別調整額は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した割増賃金相当分を含むものとする。

7 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(労働災害又は通勤災害により病気休暇を与えられ、又は休職にされた場合を除く。)は、給料の特別調整額は支給することができない。

(初任給調整手当)

第16条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 414,800 円
  - 二 看護師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 10,000 円
  - 三 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職 月額 2,500 円
- 2 前項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職（医師法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）第4条の規定による改正後の医師法（第3項において「平成12年改正後の医師法」という。）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者を除く。）とする。
- 3 第1項に規定する月額は、職員の区分及び採用の日（採用の日に平成12年改正後の医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者にあつては、当該研修の修了した日の翌日）以後の期間の区分に応じた別表第9又は別表第9-2に掲げる額（就業規則第57条第3項に規定する育児短時間勤務職員にあつては、その額に就業規則第35条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同規則第34条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第1項第1号に規定する職にある職員のうち大学（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）又は旧官立専門学校官制（昭和21年勅令第210号）による専門学校、国立総合大学及び官立医科大学に臨時附属医学専門部を設置するの件（昭和15年勅令第278号）による附属医学専門部その他理事長が別に定めるものとする。）卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得して、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する別表第9の適用については採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、第1項第2号に規定する職にある職員に対する別表第9-2の適用については採用の日から学校等卒業の日の属する年の4月1日からそれぞれ採用の日の前日までの期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 第3項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第9又は別表第9-2に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて理事長の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところによる。
- 5 初任給調整手当の月額は、当分の間、第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定



による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ定める額を加算した額とする。

- 一 採用の日以後の期間が 16 年未満である者 55,000 円
- 二 採用の日以後の期間が 16 年以上 28 年未満である者 65,000 円
- 三 採用の日以後の期間が 28 年以上 35 年未満である者 75,000 円

- 6 第 1 項第 1 号の規定により初任給調整手当を支給される職員は、医師（歯科医師含む）及び看護師の職に採用された職員であって、その採用が、医師（歯科医師含む）の職に採用された職員にあつては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学卒業から 37 年（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する臨床研修を経た者にあつては 39 年、医師法の一部を改正する法律（昭和 43 年法律第 47 号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た者にあつては 38 年）を経過するまでの期間、看護師の職に採用された職員にあつては保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所（以下「学校等」という。）で看護師の職に必要な免許に対応する学校等卒業の日から 5 年を経過するまでの期間（以下これらを「経過期間」という。）内に行われたものとする。
- 7 前項に規定する経過期間内に新たに第 1 項に規定する職に占めることとなった職員には、初任給調整手当を支給する。
- 8 第 6 項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年（第 1 項第 2 号に規定する職にあつては 5 年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 9 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国派遣された場合は、当該休職の期間（第 38 条により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該外国派遣の期間は、別表第 9 及び別表第 9 - 2 に掲げる期間には算入しない。
- 10 第 1 項に規定する職員となった者（第 8 項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第 3 項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。
- 11 第 1 項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、理事長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第 17 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであり、給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得の合計額が年額 130 万円未満のものをいう。ただし、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者を扶養親族とすることはできない。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

三 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

四 満 60 歳以上の父母及び祖父母

五 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者（終身労務に服することができない程度の者）

3 扶養手当の月額は、別表第 10 に定める額を支給する。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 理事長は、前項の規定により職員から届出を受けたときは、第 2 項の規定による要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 8 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 9 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当して給料を減額されるときにおいても、減額されないものとする。
  - 一 第23条第1項により給与を減額された場合
  - 二 育児部分休業により給与を減額された場合
  - 三 介護休暇により給与を減額された場合
  - 四 介護時間休暇により給与を減額された場合
  - 五 懲戒処分により給与を減ぜられた場合
- 10 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 11 第5項に規定する届出において、職員が虚偽の届出又は届出の遅延等により、不当に扶養手当の支給を受けたときは、職員はこれを返還しなければならない。

#### (地域手当)

- 第18条 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して法人に勤務する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、別表第11に掲げる率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下、地域手当の月額に1円未満の端数があるときも同様とする。)とする。
  - 3 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち、医療職給料表(1)の適用を受ける職員は、前項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に別表第11-2に掲げる率を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
  - 4 人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員であって、給料表の適用を受けることとなった日(以下この項において「適用日」という。)の前日に常時勤務に服するものとして一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)

第 11 条の 3 第 2 項に規定する 1 級地から 6 級地までの地域又は事務所に在勤していた者（引き続き 6 月を超えてこれらの級地における地域又は事務所に在勤していた者に限る。）の適用日以後の前 2 項の規定による地域手当の支給割合が、適用日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、適用日から 2 年を経過するまでの間、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合に乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 適用日から同日以後 1 年を経過する日までの期間 適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合（適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合が適用日の後に改定された場合にあつては、当該地域又は事務所に係る適用日の前日の地域手当の支給割合。次号において同じ。）
- 二 適用日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

#### （住居手当）

第 19 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舍又は配偶者、父母若しくは配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅その他理事長がこれらに準ずると認める宿舍又は住宅（以下「法人宿舍等」という。）に居住している職員を除く。）

二 第 21 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人宿舍等を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして栃木県職員の例により理事長が認める住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

二 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する

額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 3 新たに第1項に規定する職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情をすみやかに理事長へ届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 理事長は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項に規定する職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 5 職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる場合の区分に応じて、家賃の額に相当する額を算出するものとする。
  - 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
  - 二 居住に関する支払額に電気、ガス、水道料金、駐車場料金、共益費又は家具家電等使用料が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- 6 住居手当の支給は、職員が新たに第1項に規定する職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

#### （通勤手当）

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃又は料金の額から第2項第1号に定める運賃等相当額（同項第3号イに定める普通交通機関等に係る額に限る。）の算出の基礎となる運賃又は料金に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）の額の2分の1を含む。以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通

勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- 二 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第7項で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）
  - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員は、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）
    - イ 自動車（二輪自動車を除く。）を使用する職員 別表第12の左欄に掲げる使用距離に応じ、同表の右欄に掲げる額
    - ロ 前号に掲げる職員以外の職員 別表第12の左欄に掲げる使用距離に応じ、同表の右欄に掲げる額
  - 三 前項第3号に掲げる職員 支給単位期間につき、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
    - イ 前項第3号に掲げる職員（普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び第2号に定める額
    - ロ 前項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が第2号に定める額以上である職員（イに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ハ 前項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が第2号に定める額未満である職員（イに掲げる職員を除く。） 第2号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 4 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に手当を返納させるものとする。
  - 一 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
  - 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
  - 三 月の中途において就業規則第17条の規定により休職にされ、同第57条の規定により育児休業をし、同第60条の規定により自己啓発等休業をし、同第61条の規定により配偶者同行休業をし、同第89条の規定により停職にされた場合又は外国の病院等に派遣された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
  - 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 6 前項における返納額は、当該各号に定める額とする。
  - 一 普通交通機関等に係る通勤手当 同項第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。
  - 二 新幹線鉄道等に係る通勤手当 同項第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
  - 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
    - イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関

等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

□ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 栃木県の関係例規及び通知等の例により定める期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1箇月

8 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第5項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給期間を定めることができる。

一 就業規則第23条の規定により退職その他の離職をすること。

二 外国の病院等に派遣され、就業規則第57条の規定により育児休業をし、同第60条の規定により自己啓発等休業をし、同第61条の規定により配偶者同行休業をし、同第17条の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

9 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

10 第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場を併せて利用しているものに対して支給する通勤手当の額は、第2項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

一 駐車場を利用する交通の用具が四輪の自動車である場合 当該駐車場の1月当たりの利用料金の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が3,000円を超えるときは、3,000円とする。）

二 駐車場を利用する交通の用具が四輪の自動車以外のものである場合 当該駐車場の1月当たりの利用料金の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が500円を超えるときは、500円とする。）

11 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合



においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第9項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（単身赴任手当）

- 第21条 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病、子の養育、配偶者の就業その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する通勤困難の基準は、栃木県職員の例により算定した距離とし、次の各号のいずれかに該当することとする。
    - 一 通勤距離が60キロメートル以上であること
    - 二 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること
  - 3 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル（第18条の規定による地域手当が支給されている職員（栃木県に在勤する職員を除く。以下「地域手当支給職員」という。）にあつては60キロメートル）以上である職員にあつては、その額に、別表第13の左欄に掲げる交通距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を加算した額）とする。
  - 4 人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病、子の養育、配偶者の就業その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
  - 5 新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
  - 6 職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
  - 7 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第4項の職員たる要件を具備するに

至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項又は第4項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第1項又は第4項の職員要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。なお、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（特殊勤務手当） ⇒ 県準拠（職員の特殊勤務手当に関する条例第1条）

- 第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第14のとおりとする。
  - 3 同一の日に、特殊勤務手当の額が日額で定められている業務又は作業（以下「業務等」という。）の2以上の業務等に従事した場合は、1日につき当該業務等に従事した場合に支給する特殊勤務手当のうちいずれか最も高額の特務手当（それらの特殊勤務手当の額が同額の場合はいずれか一方の特務手当）を支給する。

（給与の減額）

- 第23条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条及び第41条に規定する休日及び代休日又は同規則第47条に規定する超勤代休時間である場合、同規則第51条、第54条及び第55条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第30条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
    - 一 就業規則第57条第2項の規定による育児部分休業の承認
    - 二 就業規則第56条に規定による介護休暇の承認

- 三 就業規則第 56 条の 2 の規定による介護時間休暇の承認
  - 四 就業規則第 58 条の規定による修学部分休業の承認
  - 五 就業規則第 59 条の規定による高齢者部分休業の承認
- 3 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、前項第 1 号から第 3 号の承認を受けている職員については、第 30 条第 1 項の規定により算出した額とし、前項第 4 号及び第 5 号の承認を受けている職員については、給料の月額及びこれに対する地域手当、初任給調整手当並びに給料の特別調整額の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除した額とする。

(給与の減額方法)

- 第 24 条 減額すべき給与額の算定の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務しなかった全時間数によって計算し、その時間数に 1 時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。
- 2 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額並びに初任給調整手当及び給料の月額に対する地域手当に対応する額とし、それぞれその次の給与期間以降の給料並びに初任給調整手当及び地域手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給料並びに初任給調整手当及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(超過勤務手当)

- 第 25 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。
- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100 分の 125
  - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日（就業規則第 36 条に規定する週休日をいう。以下同じ。）における勤務のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日におけるものを除く。第 7 項において同じ。）の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 就業規則第 47 条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 4 第 1 項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間については、前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、就業規則第 38 条第 1 項の規定により、あらかじめ就業規則第 34 条及び第 37 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条に規定する休日給が支給された時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 6 育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、就業規則第 36 条第 2 項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が週 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。
- 7 第 2 項及び第 3 項の規定は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員の第 5 項に規定する超過勤務手当の支給について準用する。この場合において、第 2 項中「全時間」とあるのは「全時間（就業規則第 38 条第 1 項の規定により第 5 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正

規の勤務時間を超えて勤務した時間（次条に規定する休日給が支給された時間を除く。）に限る。）と、「前項」とあるのは「第5項」と、「100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）」とあるのは「100分の50」と、第3項中「前項」とあるのは「第7項において準用する前項」と、「100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項」とあるのは「100分の50から第5項」と、「割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。

（業務中旅行中における超過勤務及び休日勤務の取扱い）

第26条 業務による旅行（出張及び赴任を含む。）中の職員に係る次の各号に掲げる手当の支給については、当該各号の定めるところによる。

- 一 第25条第1項の規定による超過勤務手当 正規の時間を超えて勤務すべきことを理事長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 二 第25条第5項の規定による超過勤務手当 変更後の勤務日の正規の勤務時間中に現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 三 休日給 休日給の支給対象日の正規の勤務時間中勤務すべきことを理事長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 四 管理職員特別勤務手当 週休日又は第27条第3項に規定する祝日法による休日等に臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務し、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。

（休日給）

第27条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。国又は県の行事の行われる日で理事長が指定する日において勤務した職員についても同様とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日給は、支給されない。
- 3 前2項において「休日」とは、就業規則第40条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「祝日法による休日等」という。）をいう。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる日をいう。
  - 一 就業規則第41条の規定による代休日（以下「代休日」という。）を指定された職員が、祝日法による休日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合 当該休日に代わる代休日

二 日曜日以外の日を週休日と定められている職員について、祝日法による休日が週休日に当たる場合 週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日（当該勤務日が代休日又は祝日法による休日等に当たるときは、当該代休日又は祝日法による休日等の直後の勤務日）

#### （夜勤手当）

第 28 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する。

#### （時間数の計算）

第 29 条 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間におけるそれぞれの全時間数（第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を異にする部分があるとき又は超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）によって計算し、この場合において、その時間数に 1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

#### （勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 30 条 第 23 条の規定により勤務しない 1 時間につき給与から減額する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

2 第 25 条、第 27 条及び第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じて得た時間から当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び就業規則第 40 条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に 7 時間 45 分（再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、7 時間 45 分に勤務割合を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減じて算出した年間の勤務時間で除した額とする。

#### （宿日直手当）

第 31 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、その勤務 1 回につき、当該各号に定める額の宿日直手当を支給する。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合には、当該各号に定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

- 一 就業規則第 49 条第 1 号に規定する勤務 4,300 円
- 二 就業規則第 49 条第 2 号に規定する勤務 21,000 円
- 三 就業規則第 49 条第 3 号に規定する勤務 7,200 円

2 前項の勤務は、第 25 条、第 27 条及び第 28 条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 32 条 第 15 条第 1 項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第 15 条第 1 項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

一 第 1 項に規定する場合

- イ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 1 種 12,000 円
- ロ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 2 種 10,000 円
- ハ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 3 種 8,000 円
- ニ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 4 種又は 5 種 6,000 円
- ホ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 6 種又は 7 種 4,000 円

二 第 2 項に規定する場合

- イ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 1 種 6,000 円
- ロ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 2 種 5,000 円
- ハ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 3 種 4,000 円
- ニ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 4 種又は 5 種 3,000 円
- ホ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 6 種又は 7 種 2,000 円

4 第 1 項の勤務をした後、引き続きいて第 2 項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

第 33 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 35 条までにおいてこ

これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日)という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項第2号に該当して解雇され、又は死亡した職員(第38条第7項の規定の適用を受ける職員、基準日若しくは当該退職等をした日において無給の休職、刑事事件に係る休職、研修に係る休職、停職、育児休業(基準日以前6箇月以内に勤務した期間のあるものを除く。)、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員等を除く。)についても、同様とする。

- 一 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- 二 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 前項後段の規定にかかわらず、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者が基準日前1箇月以内に退職した後、引き続いて当該人事交流等の直前に在職していた特定一般地方独立行政法人(地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員退職手当規程第16条第5項第1号に規定する特定一般地方独立行政法人をいう。第36条の項において同じ。)の職員となった場合、期末手当は支給しない。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、栃木県職員の例による率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 各給料表につき別表第15の職員欄に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額(別表第15-2の職員欄に掲げる職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額



を加算した額)を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

- 6 前2項による期末手当の計算の基礎となる給与月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額)は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 休職者の場合は、第38条に規定する支給率を乗じない給与月額
  - 二 第23条第1項の規定に基づき給与が減額される場合は、減額前の給与月額
  - 三 懲戒処分により給与を減ぜられた場合には、減ぜられない給与月額
  - 四 外国の病院等に派遣される職員の場合には、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年栃木県条例第2号)第5条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額
- 7 第3項に規定する在職期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった場合は、当該人事交流等の直前に常勤職員として在職した期間を含む。)とする。ただし、次の各号に掲げる期間を除算する。
  - 一 自己啓発等休業職員として在職した期間の2分の1
  - 二 停職期間
  - 三 育児休業職員(当該育児休業で次に掲げるものをしている者を除く。)として在職した期間の2分の1
    - イ 当該育児休業の期間の全部が育児休業等規程第4条の5に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
    - ロ 当該育児休業の期間の全部が育児休業等規程第4条の5に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
  - 四 育児短時間勤務職員として在職した期間について、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1
  - 五 修学部分休業、高齢者部分休業、配偶者同行休業又は研修休職職員として在職した期間の2分の1

(期末手当の不支給)

- 第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第89条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
  - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第29条第1項第1号及び第3号の規定により解雇された職員

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）

第35条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算して60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第33条第1項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項第2号に該当して解雇され、又は死亡した職員（基準日若しくは当該退職等をした日において休職（労働災害又は通勤災害による休職を除く。）、停職、育児休業（基準日以前6箇月以内に勤務した期間のあるものを除く。）、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員等を除く。）についても、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者が基準日前1箇月以内に退職した後、引き続いて当該人事交流等の直前に在職していた特定一般地方独立行政法人となった場合、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第6項に規定する職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に理事長が別に定める職員の勤務成績による割合（栃木県職員の例による勤務成績による割合とする。）を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再雇用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に栃木県職員の例による率（第15条第1項に規定する職にある職員のうち給料の特別調整額に係る区分が一種から三種までの職員にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、栃木県職員の例による率）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再雇用職員等 当該再雇用職員等の勤勉手当基礎額に栃木県職員の例による率（特定幹部職員にあっては、栃木県職員の例による率）を乗じて得た額の総額

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 第33条第5項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第16に定める割合とする。この場合において、勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった場合は、当該人事交流等の直前に常勤職員として在職した期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる期間（第7号から第11号までに掲げる期間がある場合は、それぞれの勤務しなかった期間又は給与を減額された期間を合算し、第7号から第11号までの規定を適用した場合に得られる期間）を除算する。
- 一 自己啓発等休業職員として在職した期間
  - 二 停職期間
  - 三 休職期間（労働災害又は通勤災害による休職期間及び研究職給料表若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち専ら研究に従事する職員（研究職給料表適用職員で職務の級が1級であるものを除く。）が、県と共同して、又は県の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職期間を除く。）
  - 四 育児休業職員として在職した期間（第33条第7項第三号イ及びロに掲げるものをしている者を除く。）
  - 五 育児短時間勤務職員として在職した期間について、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
  - 六 傷病休暇（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）又は介護休業により勤務しなかった期間から第32条に規定する週休日及び休日並びに就業規則第47条の規定により割り振られた勤務時間の全部について就業規則第47条に規定する時間外勤務代休時間を指定された日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - 七 第23条第1項の規定により給与を減額された期間（その期間が7時間45分（育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に算出率を乗じて得た時間）未満である場合を除く。）
  - 八 育児部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間
  - 九 修学部分休業、高齢者部分休業又は配偶者同行休業職員として在職した期間
  - 十 介護休暇（派遣先の介護休業を含む。）の承認を受けて勤務しなかった期間が週休日及び休日を除いて30日を超える場合には、その全期間
  - 十一 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - 十二 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合（労働災害又は通勤

災害による場合を除く。)には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

- 7 第 33 条第 5 項及び第 6 項並びに前 2 条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 33 条第 6 項中「(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額)」とあるのは「(給料の月額及びこれに対する地域手当の月額)」と、第 34 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 36 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(第 36 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外) ⇒ 県準拠(職員の給与に関する条例第 21 の 3 条)

第 37 条 第 25 条、第 27 条及び第 28 条の規定は、第 15 条第 1 項に規定する職にある職員には適用しない。

- 2 第 16 条、第 17 条並びに第 19 条の規定は、再雇用職員等には適用しない。

(休職者の給与) ⇒ 県準拠(職員の給与に関する条例第 22 条)

第 38 条 職員が、労働災害又は通勤災害により就業規則第 17 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり就業規則第 17 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

- 3 職員が、前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 17 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

- 4 職員が、就業規則第 17 条第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第 17 条第 3 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、労働災害又は通勤災害を受けたと認められるときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

- 6 職員が就業規則第 17 条第 3 号(前項に掲げる場合を除く。)及び第 4 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。

- 7 休職にされた職員には、他の規程に別段の定がない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

- 8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第33条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項第2号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第37条第8項」と読み替えるものとする。

(育児休業等の承認を受けた職員の給与)

第39条 育児休業職員（第33条第1項及び第36条第1項に規定する基準日以前6箇月以内に勤務した期間のある職員で当該各条の規定により期末手当及び勤勉手当が支給される職員を除く。）、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員の給与については、その休業の期間中、給与を支給しない。

(外国派遣職員の給与)

- 第40条 外国に派遣される派遣職員（以下「派遣職員」という。）のうち、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると理事長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
  - 3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

(災害派遣手当)

- 第41条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する派遣された職員（以下「災害応急対策等派遣職員」という。）が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、災害派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第17に定める額を支給する。
- 2 月の一日から末日までを一つの計算期間とし、当該一つの計算期間の分についてその月の翌月の給料の支給定日に支給する。
  - 3 理事長は、前項に規定する災害応急対策等派遣職員の滞在した期間が短期間である場

合その他特別の事情により、その必要を認めるときは、前項の支給方法を変更することができる。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第 42 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条に規定する派遣された職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、武力攻撃災害等派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第 17 に定める額を支給する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定について準用する。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第 43 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規定する派遣された職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第 17 に定める額を支給する。

2 第 41 条第 2 項及び第 3 項の規定について準用する。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第 44 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるほか、職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号）その他栃木県の関係例規及び通知等の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

2 法人の設立の日において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により栃木県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職等給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）

医療職給料表（3）	医療職給料表（3）
-----------	-----------

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日に、引き続き栃木県の職員として昇格昇給をした場合の職務の級及び号給と同じ職務の級及び号給に決定するものとする。

（法人移行職員に係る給与の決定）

4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規程の適用に当たっては、施行日の前日までの栃木県職員としての在職期間、勤務成績等を法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。

5 施行日前に栃木県において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。

6 平成 30 年 4 月に支給される特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成 30 年 3 月にとちぎリハビリテーションセンターに勤務した栃木県職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

（派遣等職員の給与）

7 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年栃木県条例第 43 号）に基づき栃木県から法人に派遣された職員又は栃木県との間で締結された取決めに従って要請に応じて栃木県職員から引き続き法人の役員兼職員となった者の給与については、この規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例その他栃木県の関係例規、通知等の定めるところにより算定した額又は栃木県との協議により定めた額を支給する。

（初任給決定の特例）

8 新たに職員となった者で、採用前日まで地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター有期雇用職員就業規則第 3 条第 3 号から第 7 号に定める有期雇用職員又は栃木県の臨時的任用職員であった者（栃木県の臨時的任用職員であった者については法人の設立の日採用される者に限る）については、採用の事情等を考慮して採用前日までの給与との均衡上必要があると認められるときは、第 5 条の規定にかかわらず採用前日に受けていた職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給に決定するものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 4 条、第 6 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条及び第 31 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 19 条及び附則第 3 項の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、第 20 条の規定は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条及び第 14 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 19 条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当にかかる住宅を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 19 条の規定にかかわらず、栃木県職員の例により住居手当を支給する。
  - イ 第 19 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - ロ 当該住居手当の月額に相当する額から改正後の第 19 条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行し、改正後の別表 14 の規定は、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 第20条の規定は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 第4条、第6条（別表第5）及び第14条（別表第7-2、7-3）の規定は、令和4年4月1日から、第33条及び第36条第6項第4号の規定は、令和4年10月1日から適用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第8条第1項及び同条第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター有期雇用職員就業規則第3条に規定する職員
  - (2) 就業規則第13条の3第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第13条の2に規定する職を占める職員
  - (3) 就業規則第25条のただし書きに規定する職員
  - (4) 就業規則第26条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（就業規則第23条第1項第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規程は、令和5年6月13日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 第4条及び第16条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第20条の規定は、令和6年1月1日から施行する。
- 3 前項以外の規定は、令和5年12月15日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 給料表（第4条関係）

事務職等給料表（この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。）

1級		2級		3級		4級	5級	6級	7級	8級	9級
<b>1級</b>											
号給	給料月額										
1	162,100										
2	163,200										
3	164,400										
4	165,500										
5	166,600										
6	167,700										
7	168,800										
8	169,900										
9	170,900										
10	172,300										
11	173,600										
12	174,900										
13	176,100										
14	177,600										
15	179,100										
16	180,700										
17	181,800										
18	183,200										
19	184,600										
20	186,000										
21	187,300										
22	189,600										
23	191,800										
24	194,000										
25	196,200										
26	197,900										
27	199,400										
28	200,900										
29	202,400										
30	203,800										
31	205,200										
		<b>2級</b>									
号給	給料月額	号給	給料月額								
32	206,600	1	208,000								
33	208,000	2	209,700								
34	209,300	3	211,400								
35	210,600	4	212,900								
36	211,900	5	214,400								
37	213,200	6	216,200								
38	214,400	7	217,900								
39	215,600	8	219,600								
40	216,700	9	221,100								
41	217,800	10	222,600								
42	218,900	11	224,100								
43	219,900	12	225,600								
44	220,900	13	226,800								
45	221,800	14	228,200								
46	222,700	15	229,600								
		<b>3級</b>									
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額						
47	223,600	16	231,000	1	240,900						
48	224,500	17	232,400	2	242,400						
49	225,400	18	234,000	3	243,800						
50	226,300	19	235,500	4	245,200						
51	227,200	20	236,900	5	246,400						
52	228,100	21	238,100	6	248,000						
53	228,900	22	239,700	7	249,500						
54	229,800	23	241,200	8	250,900						
55	230,700	24	242,600	9	252,000						
56	231,500	25	243,600	10	253,400						
57	231,800	26	245,100	11	254,900						
58	232,600	27	246,400	12	256,200						
59	233,300	28	247,600	13	257,500						
60	233,900	29	248,700	14	258,700						
61	234,500	30	249,700								
62	235,200										
63	235,800										
64	236,300										
65	236,800										
66	237,300										
67	237,800										
68	238,400										
69	238,900										
70	239,400										
71	239,900										
72	240,400										



事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級

93	295,700	53	316,200	37	335,400	29	348,000	21	362,100	9	384,500		
94	295,900												
95	296,200												
96	296,600												
97	296,800												
98	297,100	54	317,800	38	337,300	30	349,900	22	364,000	10	387,100		
99	297,500												
100	297,900												
101	298,100												
102	298,400												
103	298,800	55	319,300	39	339,200	31	351,700	23	365,900	11	389,700		
104	299,100												
105	299,300												
106	299,600												
107	300,000												
108	300,300	56	320,800	40	341,100	32	353,500	24	367,800	12	392,300		
109	300,500												
110	300,900												
111	301,300												
112	301,600												
113	301,800												
114	302,000												
115	302,300												
116	302,700												
117	302,900	57	322,200	41	342,900	33	355,300	25	369,700	13	394,600	1	410,300
118	303,100												
119	303,400												
120	303,700												
121	304,100												
122	304,300												
123	304,600												
124	304,900												
125	305,200												
		58	323,400	42	344,800	34	357,100	26	371,600	14	396,900	2	412,700
		59	324,500	43	346,600	35	358,800	27	373,500	15	399,100	3	415,200
		60	325,600	44	348,400	36	360,500	28	375,400	16	401,400	4	417,600
		61	326,300	45	349,900	37	361,900	29	376,900	17	403,200	5	419,500
		62	327,200										
		63	328,000										
		64	328,800	46	351,300	38	363,200	30	378,700	18	405,100	6	421,600
		65	329,600										
		66	330,000										
		67	330,600	47	352,700	39	364,500	31	380,500	19	407,000	7	423,700
		68	331,300										
		69	332,100										
		70	332,800	48	354,200	40	365,900	32	382,100	20	408,800	8	425,900
		71	333,500										
		72	334,100										
		73	334,600	49	355,700	41	367,000	33	383,800	21	410,600	9	427,800
		74	335,200										
		75	335,700										
		76	336,300	50	356,500	42	367,900	34	385,200				
		77	336,600										
		78	337,100										
		79	337,500	51	357,500	43	368,900	35	386,600	22	412,400	10	429,900
		80	337,900										
		81	338,300										
		82	338,800	52	358,500	44	370,000	36	388,000				
		83	339,300										
		84	339,800										
		85	340,100	53	359,400	45	370,800	37	389,400	23	414,200	11	432,000
		86	340,500										
		87	341,000										
		88	341,400										
		89	341,700	54	360,500	46	371,700	38	390,600				
		90	342,100										
		91	342,600										
		92	343,000										

8級

号給 給料月額

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級      2級      3級      4級      5級      6級      7級      8級      9級

93	343,200	55	361,400	47	372,600	39	391,800	24	416,000	12	433,900														
94	343,600																								
95	344,100																								
96	344,500																								
97	344,700																								
98	345,100																								
99	345,500																								
100	345,800																								
101	346,100																								
102	346,500																								
103	346,900																								
104	347,300																								
105	347,800																								
106	348,200																								
107	348,600	57	363,300	49	374,200	41	393,900	25	417,600	13	435,600														
108	349,000																								
109	349,500																								
110	349,900																								
111	350,200																								
112	350,500																								
113	351,000																								
58	364,000													50	375,000	51	375,800	42	395,100						
59	364,700																								
60	365,300																								
61	365,700																								
62	366,300																								
63	367,000																								
64	367,700																								
65	368,000																								
66	368,700																								
67	369,400																								
68	370,000																								
69	370,300	61	382,100	62	382,800	47	399,400	28	422,100	16	441,200														
70	370,900																								
71	371,600																								
72	372,200																								
73	372,500																								
74	373,100																								
75	373,800																								
76	374,400																								
77	374,800																								
78	375,300																								
79	375,900																								
80	376,400																								
81	376,900	69	386,600																						
82	377,500																								
83	378,000																								
84	378,300																								
85	378,700																								
86	379,200																								
87	379,600																								
88	380,000																								
89	380,400																								
90	380,900																								
91	381,300																								
92	381,700																								
93	382,000																								
75	373,800	67	385,600	68	386,200	50	401,300																		
76	374,400																								
77	374,800																								
78	375,300																								
79	375,900																								
80	376,400																								
81	376,900																								
82	377,500																								
83	378,000																								
84	378,300																								
85	378,700																								
86	379,200																								
87	379,600																								
88	380,000																								
89	380,400																								
90	380,900																								
91	381,300																								
92	381,700																								
93	382,000																								
77	374,800	71	387,600	72	388,200																				
78	375,300																								
79	375,900																								
80	376,400																								
81	376,900																								
82	377,500																								
83	378,000																								
84	378,300																								
85	378,700																								
86	379,200																								
87	379,600																								
88	380,000																								
89	380,400																								
90	380,900																								
91	381,300																								
92	381,700																								
93	382,000																								
79	375,900	73	388,500	74	388,900																				
80	376,400																								
81	376,900																								
82	377,500																								
83	378,000																								
84	378,300																								
85	378,700																								
86	379,200																								
87	379,600																								
88	380,000																								
89	380,400																								
90	380,900																								
91	381,300																								
92	381,700																								
93	382,000																								
81	391,000	75	389,300	76	389,700																				
82	391,300																								
83	391,600																								
84	391,800																								
85	392,000																								
86	392,300																								
87	392,600																								
88	392,800																								
89	393,000																								
90	393,300																								
91	393,600																								
92	393,800																								
93	394,000																								
83	388,500	77	390,000	78	390,300	51	401,800																		
84	391,600																								
85	392,000																								
86	392,300																								
87	392,600																								
88	392,800																								
89	393,000																								
90	393,300																								
91	393,600																								
92	393,800																								
93	394,000																								
85	392,000	79	390,600	80	390,800																				
86	392,300																								
87	392,600																								
88	392,800																								
89	393,000																								
90	393,300																								
91	393,600																								
92	393,800																								
93	394,000																								
87	392,600													81	391,000	82	391,300	52	402,200						
88	392,800																								
89	393,000																								
90	393,300																								
91	393,600																								
92	393,800																								
93	394,000																								
89	393,000	83	391,600	84	391,800																				
90	393,300																								
91	393,600																								
92	393,800																								
93	394,000																								
91	393,600													85	392,000	86	392,300	53	402,600	30	424,900	18	444,800	2	463,000
92	393,800																								
93	394,000																								
93	394,000																								
94	402,900																								
95	402,900																								
96	402,900																								
97	402,900																								
98	402,900																								
99	402,900																								
100	402,900																								

9級	
号給	給料月額
1	459,900
2	463,000

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
					55	403,200		
					56	403,500		
					57	403,800	31	426,200
					58	404,100	19	446,600
					59	404,400		3
					60	404,700		466,000
					61	405,000		
					62	405,300		
					63	405,600		
					64	405,900		
					65	406,200		
					66	406,500		
					67	406,800		
					68	407,100		
					69	407,300		
					70	407,600		
					71	407,900		
					72	408,100		
					73	408,300		
					74	408,600		
					75	408,900		
					76	409,100		
					77	409,300		
					78	409,600	32	427,400
					79	409,900	20	448,300
					80	410,100		4
					81	410,300		469,000
					82	410,600		
					83	410,900		
					84	411,100		
					85	411,300	33	428,600
							21	450,100
							5	472,000
							6	475,000
							7	478,000
							8	481,100
							9	483,800
							10	486,900
							11	489,900
							12	493,000
							13	495,700
							14	498,000
							15	500,300
							16	502,600
							17	504,600
							18	506,000
							19	507,500



事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級      2級      3級      4級      5級      6級      7級      8級      9級

20	508,900
21	510,100
22	511,500
23	513,000
24	514,500
25	515,600
26	516,700
27	517,900
28	519,100
29	520,100
30	521,000
31	521,900
32	522,800
33	523,600
34	524,500
35	525,200
36	525,700
37	526,400
38	527,000
39	527,800
40	528,400
41	528,900

再雇用職員	1級	2級	3級	4級	5級
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700
定年前再雇用短時間勤務職員	6級	7級	8級	9級	
	316,200	358,000	391,200	442,400	
再雇用職員	1級	2級	3級	4級	5級
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700
定年前再雇用短時間勤務職員	6級	7級	8級	9級	
	316,200	358,000	391,200	442,400	

※再雇用短時間勤務職員の給料月額、再雇用職員の給料表にある金額に勤務割合（週当たりの勤務時間／38時間45分）を乗じて得た額とし、1円未満の端数は切り捨てる。他の給料表において同様。

## 別表第2-1 給料表（第4条関係）

## 医療職給料表（1）

（この表は、医師及び歯科医師に適用する。）

1級		2級		3級		4級	
1級							
号給	給料月額						
1	264,700						
2	267,200						
3	269,600						
4	272,000						
5	274,100						
6	277,600						
7	281,100						
8	284,500						
9	288,100						
10	291,600						
11	295,200						
12	298,700						
13	302,200						
14	306,100						
15	310,000						
16	313,600						
17	317,200						
18	320,700						
19	324,200						
20	327,700	2級					
号給	給料月額	号給	給料月額				
21	331,300	1	346,600				
22	335,000	2	349,600				
23	338,400	3	352,400				
24	341,700	4	355,300				
25	345,000	5	357,800				
26	347,500	6	360,800				
27	350,000	7	363,800				
28	352,300	8	366,600				
29	354,400	9	368,700				
30	356,100	10	371,200				
31	357,800	11	373,900				
32	359,600	12	376,400				
33	361,500	13	379,100				
34	363,700	14	382,500				
35	365,800	15	385,500				
36	367,800	16	388,800				
37	369,700	17	391,800	3級			
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額		
38	371,900	18	394,400	1	406,900		
39	374,000	19	396,800	2	409,600		
40	376,000	20	399,300	3	412,100		
41	378,000	21	401,900	4	414,700		
42	378,700	22	403,900	5	417,100		
43	379,300	23	405,500	6	419,100		
44	380,000	24	407,100	7	420,900		
45	380,900	25	408,800	8	422,800		
46	382,200			9	424,600		
47	383,500						
48	384,800	26	411,000	10	427,300		
49	385,600						
50	386,400						
51	387,200						
52	387,700	27	413,100	11	429,800		
53	388,500						
54	389,300						
55	390,000						
56	390,700	28	415,100	12	432,200		
57	391,400						
58	392,300						
59	393,000						
60	393,600	29	417,200	13	434,400		
61	394,100						
62	394,600						
63	395,000	30	419,300	14	436,900		
64	395,400						

# 医療職給料表（1）

（この表は、医師及び歯科医師に適用する。）

1級		2級		3級		4級	
65	395,700	31	420,900	15	438,900		
		32	422,600	16	441,000		
		33	424,500	17	443,000		
		34	426,000	18	445,200		
		35	427,800	19	447,400		
		36	429,600	20	449,500		
		37	431,500	21	450,900		
		38	433,500	22	453,300		
		39	435,300	23	455,600		
		40	437,200	24	457,800		
		41	439,000	25	459,800		
		42	440,700	26	462,100		
		43	442,400	27	464,300		
		44	444,200	28	466,600		
		45	446,000	29	468,700		
		46	447,800	30	470,900		
		47	449,500	31	473,200		
		48	451,200	32	475,300		
		49	452,800	33	477,100		
		50	454,500	34	479,200		
		51	456,200	35	481,300		
		52	457,900	36	483,300		
		53	459,800	37	485,400		
		54	461,000				
		55	462,200	38	487,100		
		56	463,400				
		57	464,400	39	488,900		
		58	465,400				
		59	466,300	40	490,700		
		60	467,100				
		61	467,900	41	492,300		
		62	468,600				
		63	469,300	42	494,100		
		64	469,900				
		65	470,600	43	495,900		
		66	471,300				
		67	471,900	44	497,500		
		68	472,500				
		69	472,800	45	498,900		
		70	473,400				
		71	474,100				
		72	474,800	46	500,600		
		73	475,200				
		74	475,800				
		75	476,500	47	502,400		
		76	477,200				
		77	477,600				
		78	478,200	48	504,100		
		79	478,800				
		80	479,300				
		81	479,900				
		82	480,400				
		83	480,900	49	505,600		
		84	481,400				
		85	481,800				
		86	482,400				
		87	482,800				
		88	483,300	50	506,900		
		89	483,800				
		90	484,400				
		91	485,000				
		92	485,400				
		93	485,900	51	508,200		
		94	486,500				

# 医療職給料表（1）

（この表は、医師及び歯科医師に適用する。）

1 級

2 級

3 級

4 級

95	487,100				
96	487,600				
97	488,100				
		52	509,500	28	528,300
		53	510,500	29	529,900
		54	511,800	30	531,700
		55	513,100	31	533,500
		56	514,400	32	535,300
		57	515,400	33	536,900
		58	516,200	34	538,700
		59	517,000	35	540,400
		60	517,800	36	542,100
		61	518,700	37	543,700
		62	519,500		
		63	520,400	38	545,300
		64	521,200		
		65	522,100	39	546,700
		66	523,000		
		67	523,700	40	548,300
		68	524,600		
		69	525,500	41	549,800
		70	526,300		
		71	527,200	42	551,200
		72	528,100		
		73	528,900		
		74	529,800		
		75	530,700	43	552,600
		76	531,400		
		77	532,200		
		78	533,100		
		79	534,000	44	553,900
		80	534,900		
		81	535,700		
		82	536,600		
		83	537,500	45	555,100
		84	538,400		
		85	539,200		
		86	540,100		
		87	541,000	46	556,100
		88	541,900		
		89	542,700	47	557,100
				48	558,100
				49	559,100
				50	560,000
				51	560,900
				52	561,800
				53	562,600
				54	563,500
				55	564,400
				56	565,300
				57	566,200
				58	567,100
				59	568,000
				60	568,700
				61	569,600
				62	570,500
				63	571,400
				64	572,300
				65	573,200

# 医療職給料表（1）

（この表は、医師及び歯科医師に適用する。）

	1級	2級	3級	4級
再雇用職員		1級	2級	
		297,300	339,700	
		3級	4級	
		394,300	467,400	
定年前再雇用短時間勤務職員		1級	2級	
		297,300	339,700	
		3級	4級	
		394,300	467,400	





医療職給料表(2)

(この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
79	288,100												
80	288,600	58	306,200	46	319,100	30	339,700	14	355,400				
81	289,100												
82	289,600												
83	290,000	59	307,400	47	320,600	31	341,400	15	357,300				
84	290,300												
85	290,500												
86	290,700	60	308,800	48	322,200	32	343,200	16	359,300				
87	290,900												
88	291,100												
89	291,500											7級	
90	291,700											号給	給料月額
91	291,900	61	310,100	49	323,600	33	344,900	17	361,100	1			373,400
92	292,100												
93	292,500												
94	292,700												
95	292,900												
96	293,200	62	311,300	50	324,900								
97	293,500												
98	293,700												
99	293,900												
100	294,200												
101	294,500	63	312,500	51	326,100	34	346,700	18	363,100	2			376,000
102	294,700												
103	294,900												
104	295,200												
105	295,500												
		64	313,700	52	327,300								
		65	315,000	53	328,300	35	348,500	19	365,100	3			378,600
		66	315,800	54	329,300								
		67	316,500	55	330,300	36	350,300	20	367,000	4			381,200
		68	317,200	56	331,200								
		69	317,800	57	331,700	37	351,900	21	368,700	5			383,500
		70	318,500	58	332,600								
		71	319,200	59	333,400	38	353,600	22	370,700	6			386,200
		72	319,800	60	334,300								
		73	320,400	61	335,000	39	355,200	23	372,700	7			388,800
		74	320,600										
		75	321,100	62	335,300								
		76	321,600										
		77	322,200	63	335,800	40	356,800	24	374,700	8			391,500
		78	322,700										
		79	323,200	64	336,400								
		80	323,600										
		81	324,200	65	337,000	41	358,000	25	376,100	9			393,600
		82	324,700										
		83	325,100	66	337,700								
		84	325,600										
		85	326,100	67	338,400								
		86	326,500										
		87	326,700	68	339,000	42	359,100	26	377,900	10			395,800
		88	327,000										
		89	327,400	69	339,700								
		90	327,800	70	340,200								
		91	328,200	71	340,800	43	360,300	27	379,700	11			398,000
		92	328,600	72	341,400								
		93	328,900	73	341,700								
		94	329,100										
		95	329,500	74	342,300	44	361,500	28	381,400	12			400,200
		96	329,800										
		97	330,000										
		98	330,300										
		99	330,600										



医療職給料表 (2)

(この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。)

1級

2級

3級

4級

5級

6級

7級

100	330,900						
101	331,100						
102	331,400						
103	331,800						
104	332,000						
105	332,200						
106	332,400						
107	332,800						
108	333,000						
109	333,200						
110	333,600						
111	334,000						
112	334,400						
113	334,600						
		75	342,800				
		76	343,300				
		77	343,800	45	362,500	29	383,100
		78	344,300				
		79	344,800				
		80	345,200				
		81	345,500	46	363,300	30	384,600
		82	345,800				
		83	346,200				
		84	346,500				
		85	347,000	47	364,300	31	386,100
		86	347,300				
		87	347,600				
		88	347,900				
		89	348,300				
		90	348,600	48	365,400	32	387,600
		91	349,000				
		92	349,300				
		93	349,700				
		94	350,000				
		95	350,300	49	366,400	33	388,900
		96	350,600				
		97	350,900				
		98	351,300				
		99	351,700				
		100	352,100	50	367,400		
		101	352,600				
		102	353,000				
		103	353,400				
		104	353,800				
		105	354,300	51	368,400		
				52	369,300	34	390,200
				53	370,100		
				54	370,900		
				55	371,800	35	391,500
				56	372,600		
				57	373,100		
				58	373,900	36	392,600
				59	374,700		
				60	375,500		
				61	375,900	37	393,700
				62	376,600		
				63	377,300	38	394,800
				64	377,900		
				65	378,300	39	395,900
				66	378,900		
				67	379,600	40	397,000

医療職給料表 (2)

(この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。)

1級

2級

3級

4級

5級

6級

7級

68	380,200				
69	380,600				
70	381,100				
71	381,600				
72	382,100	41	397,800	23	420,600
73	382,700				
74	383,200				
75	383,800				
76	384,400				
77	384,900	42	398,600		
78	385,400				
79	385,900				
80	386,400				
81	386,700				
82	387,200	43	399,400	24	422,100
83	387,600				
84	388,000				
85	388,400				
		44	400,200		
		45	400,600	25	423,600
		46	401,200		
		47	401,700		
		48	402,100		
		49	402,500		
		50	402,800		
		51	403,100	26	424,900
		52	403,400		
		53	403,700		
		54	404,000		
		55	404,300		
		56	404,600		
		57	404,900	27	426,200
		58	405,200		
		59	405,500		
		60	405,900		
		61	406,100		
		62	406,400		
		63	406,700	28	427,500
		64	407,000		
		65	407,200		
				29	428,800
				30	430,000
				31	431,200
				32	432,300
				33	433,500
				34	434,700
				35	435,900
				36	437,100
				37	438,400
				38	439,200
				39	439,600
				40	440,300
				41	440,800
				42	441,200
				43	441,600
				44	442,000
				45	442,400
				46	442,800
				47	443,200
				48	443,500
				49	443,800
				50	444,200
				51	444,500

# 医療職給料表 (2)

(この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。)

1級                      2級                      3級                      4級                      5級                      6級                      7級

52	444,800
53	445,100

再雇用職員	1級	2級	3級	4級
	189,700	216,300	244,500	257,900
	5級	6級	7級	
	283,100	323,900	366,200	
定年前再雇用短時間勤務職員	1級	2級	3級	4級
	189,700	216,300	244,500	257,900
	5級	6級	7級	
	283,100	323,900	366,200	

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
1級													
号給	給料月額												
1	183,500												
2	184,900												
3	186,400												
4	187,800												
5	189,300												
6	190,800												
7	192,300												
8	193,800												
9	195,000												
10	196,700												
11	198,300												
12	199,800												
13	201,200												
14	203,200												
15	205,300												
16	207,300												
		2級											
		号給	給料月額										
17	209,300	1	211,000										
18	211,300	2	212,900										
19	213,400	3	214,900										
20	215,400	4	216,800										
21	217,300	5	218,800										
22	219,000	6	220,600										
23	220,700	7	222,400										
24	222,400	8	224,100										
25	223,700	9	225,800										
26	225,000	10	227,200										
27	226,100	11	228,500										
28	227,100	12	229,400										
29	228,200	13	230,800										
30	229,000	14	231,800										
31	229,800	15	232,800										
32	230,500	16	233,700										
33	231,600	17	234,800										
34	232,800	18	236,200										
35	233,900	19	237,600										
36	234,900	20	238,700										
37	235,900	21	239,800										
38	237,200	22	241,400										
39	238,500	23	243,100										
		3級											
		号給	給料月額										
40	239,700	24	244,500										
41	240,500	25	245,700	1	253,600								
42	241,500	26	247,000	2	255,000								
43	242,500	27	248,400	3	256,500								
44	243,500	28	249,700	4	257,900								
45	244,500	29	251,100	5	259,100								
46	245,500	30	252,100	6	259,900								
47	246,400	31	252,900	7	260,700								
48	247,200	32	253,600	8	261,400								
49	248,000	33	254,400	9	262,100								
50	248,900	34	255,300	10	262,800								
51	249,800	35	256,200	11	263,600								
				4級									
				号給	給料月額								
52	250,600	36	256,900	12	264,300								
53	251,200	37	257,600	13	265,100	1	272,400						
54	252,100	38	258,500	14	266,000	2	273,300						
55	253,000	39	259,400	15	266,800	3	274,100						
56	253,800	40	260,300	16	267,700	4	274,900						
57	254,500	41	260,700	17	268,200	5	275,400						
58	255,400												
59	256,000	42	261,500	18	269,000	6	276,300						
60	256,800												
61	257,500	43	262,300	19	269,800	7	277,000						
62	258,200												
63	258,900	44	263,000	20	270,600	8	277,900						
64	259,600												
65	260,200	45	263,700	21	271,300	9	278,800						
66	260,900	46	264,400	22	272,000	10	279,400						
67	261,500	47	265,100	23	272,700	11	280,300						
68	262,100	48	265,800	24	273,500	12	281,200						
69	262,700	49	266,500	25	274,300	13	282,100						
70	263,300	50	267,300	26	275,000	14	283,000						
71	264,100	51	268,000	27	275,800	15	283,900						
				5級									
				号給	給料月額								
72	264,900	52	268,900	28	276,600	16	284,800						



医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級																					
149	305,500	91	313,900	67	323,300	55	334,500	39	349,600	19	368,200	3	381,400																				
150	305,700																																
151	306,000																																
152	306,300																																
153	306,700	92	315,000	68	324,500	56	335,800	40	351,100	20	370,200	4	384,000																				
154	306,900																																
155	307,100																																
156	307,400																																
157	307,700	93	315,800	69	325,200	57	336,700	41	352,300	21	371,900	5	386,200																				
158	308,000																																
159	308,300																																
160	308,600																																
161	309,000	94	316,500	70	326,300	58	338,000	42	353,800	22	374,000	6	388,400																				
162	309,300																																
163	309,600																																
164	309,900																																
165	310,300	95	317,200	71	327,400	59	339,200	43	355,300	23	376,100	7	390,700																				
166	310,600																																
167	310,900																																
168	311,200																																
169	311,600	96	317,800	72	328,300	60	340,500	44	356,700	24	378,100	8	393,000																				
97	318,300													73	329,400	61	341,500	45	358,100	25	380,000	9	394,900										
98	318,600																							74	330,100	62	342,400	46	359,100	26	381,600	10	397,000
99	319,200																																
100	319,800	76	332,300	64	344,700	48	361,800	28	385,200	12	401,400																						
101	320,200											77	333,400	65	345,800	49	363,100	29	386,900	13	403,300												
102	320,800																					78	334,600	66	347,000	50	364,500	30	388,600	14	405,300		
103	321,400																															79	335,700
104	321,900	80	336,800	68	349,200	52	367,100	32	392,200	16	409,400																						
105	322,300											81	337,900	69	350,200	53	368,600	33	393,900	17	411,400												
106	322,800																					82	339,000	70	351,200	54	369,800	34	395,600	18	413,600		
107	323,300																															83	340,000
108	323,800	84	341,100	72	353,400	56	372,100	36	399,100	20	417,900																						
109	324,200											85	342,000	73	354,200	57	373,200	37	400,800	21	419,900												
110	324,600																					86	343,000	74	355,300	58	374,100	38	402,500	22	421,900		
111	324,900																															87	343,900
112	325,200	88	344,900	76	357,400	60	376,000	40	405,900	24	425,900																						
113	325,500											89	345,800	77	358,100	61	376,600	41	407,600	25	427,900												
114	325,900																					90	346,600	78	358,900	62	377,400	42	409,300	26	429,900		
115	326,300																															91	347,400
116	326,600	92	348,200	80	360,400	64	379,000	44	412,700	28	433,900																						
117	326,800											93	348,800	81	361,000	65	379,800	45	414,400	29	435,900												
118	327,100																					94	349,400	82	361,500	66	380,600	46	416,100	30	437,900		
119	327,500																															95	350,100
120	327,700	96	350,700	84	362,600	68	382,200	48	419,600	32	441,900																						
121	327,900											97	351,100	85	363,200	69	383,000	49	421,400	33	443,900												
122	328,200																					98	351,500	86	363,700	70	383,800	50	423,200	34	445,900		
123	328,500																															99	352,000
124	328,800	100	352,500	88	364,700	72	385,400	52	426,800	36	449,900																						
125	329,000											101	353,000	89	365,200	73	386,200	53	428,600	37	451,900												
126	329,300																					102	353,500	90	365,700	74	387,000	54	430,400	38	453,900		
127	329,700																															103	354,000
128	329,900	104	354,500	92	366,700	76	388,600	56	434,000	40	457,900																						
129	330,100											105	355,000	93	367,000	77	389,400	57	435,800	41	459,900												
130	330,300																					106	355,500	94	367,500	78	390,200	58	437,600	42	461,900		
131	330,700																															107	356,000
132	330,900	108	356,500	96	368,500	80	391,800	60	441,200	44	465,900																						
133	331,200											109	357,000	97	369,000	81	392,600	61	443,000	45	467,900												
134	331,600																					110	357,500	98	369,500	82	393,400	62	444,800	46	469,900		
135	332,000																															111	358,000
136	332,400	112	358,500	100	370,500	84	395,000	64	448,400	48	473,900																						
137	332,700											113	359,000	101	371,000	85	395,800	65	450,200	49	475,900												
138	333,100																					114	359,500	102	371,500	86	396,600	66	452,000	50	477,900		
139	333,500																															115	360,000
140	333,900	116	360,500	104	372,500	88	398,200	68	455,600	52	481,900																						
141	334,200											117	361,000	105	373,000	89	399,000	69	457,400	53	483,900												
142	334,600																					118	361,500	106	373,500	90	399,800	70	459,200	54	485,900		
143	334,900																															119	362,000
144	335,300	120	362,500	108	374,500	92	401,400	72	462,800	56	489,900																						
145	335,600											121	363,000	109	375,000	93	402,200	73	464,600	57	491,900												
146	336,000																					122	363,500	110	375,500	94	403,000	74	466,400	58	493,900		
147	336,400																															123	364,000
148	336,800	124	364,500	112	376,500	96	404,600	76	470,000	60	497,900																						
149	337,100											125	365,000	113	377,000	97	405,400	77	471,800	61	499,900												
150	337,500																					126	365,500	114	377,500	98	406,200	78	473,600	62	501,900		
151	337,900																															127	366,000
152	338,300	128	366,500	116	378,500	100	407,800	80	477,200	64	505,900																						
153	338,600											129	367,000	117	379,000	101	408,600	81	479,000	65	507,900												
94	349,400																					130	367,500	118	379,500	102	409,400	82	480,800	66	509,900		
95	350,100																															131	368,000
96	350,700	132	368,500	120	380,500	104	411,000	84	484,400	68	513,900																						
97	351,100											133	369,000	121	381,000	105	411,800	85	486,200	69	515,900												
98	351,500																					134	369,500	122	381,500	106	412,600	86	488,000	70	517,900		

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師に適用する。）

1級

2級

3級		4級		5級		6級		7級	
99	352,000	86	363,700						
100	352,400								
101	352,900	87	364,300	64	379,000				
102	353,300								
103	353,800	88	364,800						
104	354,200								
105	354,500	89	365,200	65	379,700	37	400,700	21	419,800
106	355,000	90	365,600						
107	355,400	91	366,200	66	380,400				
108	355,700	92	366,700						
109	356,200								
110	356,700								
111	357,200	93	367,000	67	381,200	38	402,400	22	421,700
112	357,700								
113	358,200								
114	358,700	94	367,500						
115	359,200								
116	359,600								
117	360,000	95	367,900	68	381,900				
118	360,400								
119	360,900								
120	361,400	96	368,200						
121	361,800								
122	362,300								
123	362,800	97	368,800						
124	363,300								
125	363,600								
		98	369,300						
		99	369,800	69	382,500	39	404,200	23	423,500
		100	370,300						
		101	370,900						
		102	371,400						
		103	371,900	70	383,100				
		104	372,300						
		105	372,900						
		106	373,400						
		107	373,900	71	383,800	40	406,000	24	425,400
		108	374,400						
		109	375,000						
		110	375,400						
		111	375,900	72	384,400				
		112	376,400						
		113	377,000	73	385,100	41	407,500	25	427,100
				74	385,600				
				75	386,200				
				76	386,700				
				77	387,100				
				78	387,700				
				79	388,200	42	409,000	26	428,700
				80	388,500				
				81	388,800				
				82	389,300				
				83	389,700				
				84	390,000				
				85	390,300	43	410,500	27	430,400
				86	390,800				
				87	391,300				
				88	391,700				
				89	392,000				
				90	392,400				
				91	392,900	44	411,800	28	432,000
				92	393,300				
				93	393,700				
						45	412,900	29	433,300
						46	414,000	30	434,600
						47	415,100	31	436,200
						48	416,300	32	437,700
						49	417,600	33	439,400
						50	418,700	34	441,000
						51	419,900	35	442,400
						52	421,000	36	443,800
						53	422,200		
						54	423,200		
						55	424,300		
						56	425,400		
						57	426,500	37	444,900
						58	427,000		
						59	427,600		
						60	428,000		
						61	428,600		
						62	429,100	38	446,200
						63	429,500		
						64	430,000		
						65	430,500		
						66	430,900		

医療職給料表 (3)

(この表は、保健師、看護師に適用する。)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
					67	431,200
					68	431,500
					69	431,900
					39	447,500
					40	448,900
					41	449,900
					42	450,600
					43	451,400
					44	452,000
					45	452,900
					46	453,600
					47	454,400
					48	455,200
					49	455,900
					50	456,600
					51	457,300
					52	458,100
					53	458,900
					54	459,700
					55	460,400
					56	461,100
					57	461,900

再雇用職員	1級	2級	3級	4級
	236,100	256,400	263,600	273,800
	5級	6級	7級	
定年前再雇用短時間勤務職員	290,100	327,300	371,800	
	1級	2級	3級	4級
	236,100	256,400	263,600	273,800
	5級	6級	7級	
	290,100	327,300	371,800	



別表第2-2 給料表 (第4条関係)

福祉職給料表

(この表は、生活支援員に適用する。)

1級		2級		3級		4級		5級	
1級									
号給	給料月額								
1	147,100								
2	148,100								
3	149,100								
4	150,100								
5	151,200								
6	152,300								
7	153,400								
8	154,400								
9	155,300								
10	156,400								
11	157,500								
12	158,600								
13	159,500								
14	160,600								
15	161,800								
16	162,900								
17	164,000								
18	165,400								
19	166,700								
20	167,900								
21	169,000								
22	170,200								
23	171,400								
24	172,600								
25	173,700								
26	175,200								
27	176,700								
28	178,200								
29	179,600								
30	181,000								
31	182,500								
32	184,000								
33	185,400								
34	187,100								
35	188,800								
36	190,500	2級							
		号給	給料月額						
37	192,200	1	200,200						
38	193,300	2	201,200						
39	194,700	3	202,200						
40	195,800	4	203,000						
41	196,800	5	203,700						
42	198,200	6	205,200						
43	199,400	7	206,500						
44	200,600	8	207,600						
				3級					
				号給	給料月額				
45	202,100	9	208,900	1	219,900				
46	203,100	10	209,600	2	221,000				
47	204,000	11	210,400	3	221,900				
48	205,100	12	211,100	4	222,800				
49	206,200	13	212,200	5	223,800				
50	207,200	14	213,100	6	225,100				
51	208,100	15	214,000	7	226,300				
52	209,100	16	214,800	8	227,400				
53	210,200	17	215,700	9	228,700				
54	211,200	18	216,700	10	230,300				
55	212,100	19	217,600	11	231,800				
56	213,000	20	218,500	12	233,000				
57	213,900	21	219,200	13	234,100				
58	214,500	22	220,000	14	235,300				
59	215,200	23	220,800	15	236,500				
60	216,000	24	221,400	16	237,400				

1級		2級		3級		4級		5級	
61	216,800	25	222,100	17	238,000				
62	217,300	26	222,600						
63	217,800	27	223,000	18	238,400				
64	218,300	28	223,500						
65	218,800	29	224,100	19	238,800				
66	219,400	30	225,100						
67	220,000	31	226,000	20	239,300				
68	220,500	32	226,600						
69	220,800	33	227,100	21	239,800				
70	221,100	34	228,100	22	241,100				
71	221,400	35	229,100	23	242,300				
72	221,700	36	230,100	24	243,200				
73	221,900	37	230,600	25	244,300				
74	222,300	38	231,700	26	245,500				
75	222,600	39	232,800	27	246,700				
76	223,000	40	233,800	28	247,900				
77	223,200	41	234,500	29	248,700	号給	給料月額		
78	223,700	42	235,500	30	249,800	1	260,200		
79	224,000	43	236,400	31	251,000	2	261,400		
80	224,300	44	237,200	32	252,100	3	262,400		
81	224,600	45	238,000	33	253,200	4	263,500		
82	224,900					5	264,200		
83	225,200								
84	225,500	46	238,800						
85	225,800								
86	226,100								
87	226,400	47	239,500	34	254,100	6	265,200		
88	226,700								
89	227,000								
90	227,400	48	240,100						
91	227,700								
92	228,000								
93	228,200	49	240,700	35	255,000	7	266,100		
94	228,500								
95	228,800								
96	229,100	50	241,600						
97	229,300								
98	229,600								
99	229,800	51	242,500	36	256,000	8	267,000		
100	230,100								
101	230,400								
102	230,600	52	243,300						
103	230,900								
104	231,200								
105	231,500								
106	232,000								
107	232,300	53	244,200	37	257,000	9	267,600		
108	232,600								
109	232,800								
110	233,200								
111	233,600								
112	233,900	54	245,100	38	257,800	10	268,300		
113	234,100								
114	234,600								
115	235,100								
116	235,600								
117	235,900	55	245,700	39	258,600	11	269,100		
118	236,300								
119	236,700								
120	237,000								
121	237,400								
		56	246,400	40	259,500	12	269,900		
		57	247,200	41	260,400	13	270,700		
		58	247,900	42	261,300	14	271,500		

1級

2級		3級		4級		5級 ㊦	
59	248,600	43	262,200	15	272,300		
60	249,200	44	263,200	16	273,100	号給	給料月額
61	249,800	45	263,800	17	273,800	1	285,500
62	250,600	46	264,700	18	274,800	2	287,300
63	251,400	47	265,700	19	275,700	3	288,900
64	252,000	48	266,600	20	276,500	4	290,500
65	252,600	49	267,600	21	277,400	5	292,100
66	253,100						
67	253,500	50	268,400	22	278,000	6	293,400
68	253,900						
69	254,600	51	269,200	23	278,700	7	294,500
70	255,100						
71	255,500	52	269,900	24	279,400	8	295,700
72	255,800						
73	256,000	53	270,500	25	279,900	9	296,900
74	256,300						
75	256,700						
76	257,100	54	271,300	26	280,600		
77	257,400						
78	257,800						
79	258,200	55	272,100	27	281,400	10	298,600
80	258,600						
81	258,900						
82	259,200	56	272,900	28	282,100		
83	259,500						
84	259,700						
85	259,900	57	273,500	29	282,900	11	300,300
86	260,100						
87	260,400						
88	260,700	58	274,400	30	283,800		
89	260,900						
90	261,100						
91	261,400	59	275,300	31	284,600	12	301,800
92	261,600						
93	261,900						
94	262,200	60	276,200	32	285,400		
95	262,500						
96	262,700						
97	262,900	61	277,100	33	286,100	13	303,100
98	263,200						
99	263,400						
100	263,700	62	278,100	34	287,000	14	304,600
101	264,000						
102	264,200						
103	264,500	63	278,900	35	287,900	15	306,000
104	264,800						
105	265,000						
106	265,200	64	279,800	36	288,800	16	307,300
107	265,500						
108	265,700						
109	266,000	65	280,600	37	289,400	17	308,800
110	266,300						
111	266,600						
112	266,800						
113	267,000	66	281,400	38	290,200		
114	267,300						
115	267,500						
116	267,700						
117	268,000	67	282,200	39	291,000	18	310,300
118	268,300						
119	268,600						

1 級

2 級

3 級

4 級

5 級

120	268,900				
121	269,100				
122	269,300				
123	269,600				
124	269,900				
125	270,100				
126	270,300				
127	270,600				
128	270,900				
129	271,100				
130	271,300				
131	271,600				
132	271,900				
133	272,100				
134	272,300				
135	272,600				
136	272,900				
137	273,100				
		68	282,900	40	291,800
		69	283,500	41	292,400
		70	284,300	42	293,400
		71	285,100	43	294,400
		72	285,800	44	295,300
		73	286,500	45	296,000
		74	287,200	46	296,900
		75	287,900	47	297,800
		76	288,700	48	298,600
		77	289,200	49	299,200
		78	289,700	50	299,800
		79	290,100	51	300,400
		80	290,500	52	301,100
		81	290,900	53	301,700
		82	291,300	54	302,500
		83	291,800	55	303,200
		84	292,300	56	303,900
		85	292,600	57	304,500
		86	293,100	58	305,200
		87	293,700	59	305,900
		88	294,200	60	306,500
		89	294,500	61	307,100
		90	295,000		
		91	295,500	62	307,800
		92	295,800		
		93	296,200	63	308,500
		94	296,700		
		95	297,200	64	309,100
		96	297,700		
		97	298,000	65	309,600
		98	298,400		
		99	298,900	66	310,100
		100	299,400		
		101	299,800	67	310,700
		102	300,200		
		103	300,500	68	311,300
		104	300,800		
		105	301,100	69	311,900
		106	301,500	70	312,300
		107	301,900	71	312,800
		108	302,300	72	313,300
		109	302,600	73	313,600
		110	303,000		
				19	311,900
				20	313,500
				21	314,500
				22	315,900
				23	317,200
				24	318,500
				25	319,600
				26	321,000
				27	322,400
				28	323,800
				29	325,300
				30	326,500
				31	327,800
				32	329,000
				33	330,000
				34	330,900

1 級

2 級

3 級

4 級

5 級

111	303,400	74	314,100		
112	303,700				
113	303,900	75	314,600		
114	304,200				
115	304,500	76	315,000		
116	304,700				
117	304,900				
118	305,200				
119	305,500				
120	305,700				
121	305,900				
122	306,200				
123	306,500				
124	306,700				
125	306,900				
126	307,200				
127	307,500				
128	307,700				
129	307,900				
130	308,200				
131	308,500				
132	308,700				
133	308,900				
		77	315,200	35	332,000
		78	315,500		
		79	315,800		
		80	316,100		
		81	316,400	36	333,100
		82	316,700		
		83	317,000		
		84	317,300		
		85	317,500		
		86	317,900		
		87	318,200	37	334,200
		88	318,400		
		89	318,600		
		90	318,900		
		91	319,200		
		92	319,500		
		93	319,700	38	335,200
		94	320,000		
		95	320,300		
		96	320,500		
		97	320,700		
		98	321,000		
		99	321,300	39	336,200
		100	321,500		
		101	321,700		
				40	337,200
				41	338,100
				42	339,000
				43	339,900
				44	340,800
				45	341,700
				46	342,700
				47	343,700
				48	344,600
				49	345,500
				50	346,400
				51	347,300

1 級

2 級

3 級

4 級

5 級

52	348,100
53	348,900
54	349,700
55	350,500
56	351,200
57	351,900
58	352,700
59	353,500
60	354,100
61	354,800
62	355,500
63	356,200
64	356,900
65	357,500
66	358,000
67	358,500
68	359,000
69	359,400

再雇用職員	1 級	2 級	
	194,600	205,700	
	3 級	4 級	5 級
	224,200	245,000	275,700
定年前再雇用短時間勤務職員	1 級	2 級	
	194,600	205,700	
	3 級	4 級	5 級
	224,200	245,000	275,700

別表第3 級別基準職務表（第4条関係）

イ 事務職等給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 副主幹の職務 2 室長補佐又は部長補佐の職務
6級	1 主幹の職務 2 室長又は部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う室長補佐又は部長補佐の職務
7級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う室長又は部長の職務
8級	副所長の職務
9級	困難な業務を行う副所長の職務

ロ 医療職給料表（1）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	医長又は科長の職務
3級	1 副主幹の職務 2 主幹又は部長の職務 3 医療局長の職務
4級	所長の職務

ハ 医療職給料表（2）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任の職務

5 級	1 係長の職務 2 副主幹の職務 3 部長補佐の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 主幹の職務 2 部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う部長補佐の職務
7 級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う部長の職務

ニ 医療職給料表（3）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師又は看護師の職務 2 主任である准看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の業務
3 級	1 主任である保健師又は看護師の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 困難な業務を行う主任である准看護師の職務
4 級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任である保健師又は看護師の職務 3 特に困難な業務を行う主任である准看護師の職務
5 級	1 係長又は看護師長の職務 2 副主幹の職務 3 部長補佐の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 主幹の職務 2 部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う部長補佐の職務
7 級	困難な業務を行う部長の職務

ホ 福祉職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	生活支援員の職務
2 級	高度な技能又は経験を必要とする生活支援員の職務



3級	主任生活支援員の職務
4級	技査の職務
5級	高度な技能又は経験を必要とする技査の職務

別表第4 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第4-2 修学年数調整表（第5条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

## 備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について、理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第4-3 経験年数換算表（第5条関係）

経歴の種類・職員の職務との関係		換算率
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関、外国政府職員としての在職期間		10割以下
民間における企業体団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	医療研究等の職務で関係があると認められるもの	10割以下
	その他の期間	5割以下

備考

経歴欄の左欄「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練期間における在学期間（正規の修業年限内の期間に限る。）に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を、職員としての職務に直接役立つと認められる期間については80/100以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下）、その他の期間については50/100以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100以下）とする。

別表第4-4 初任給基準表（第5条関係）

イ 事務職等給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒 業 程 度		1 級 2 5 号 給
高 等 学 校 卒 業 程 度		1 級 9 号 給
資 格 ・ 免 許 職	大 学 卒	1 級 2 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 7 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5 号 給

ロ 医療職給料表（1）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 及 び 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	1 級 2 5 号 給
	大 学 六 卒	1 級 9 号 給

ハ 医療職給料表（2）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 六 卒	2 級 1 7 号 給
	大 学 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
	高 校 卒	1 級 5 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5 号 給

二 医療職給料表（3）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 1 5 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給

ホ 福祉職給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
生 活 支 援 員	中 学 卒	1 級 9 号 給
	高 校 卒	1 級 2 1 号 給

別表第5 昇格時号給対応表（第6条関係）

イ 事務職等給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14

36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	21	37	38	46	43	30	30	
55	22	38	39	47	44	30	30	
56	22	38	40	48	44	30	30	
57	23	39	41	49	45	31	30	
58	23	39	42	50	45	31	31	
59	24	40	43	51	46	31	31	
60	24	40	44	52	46	31	31	
61	25	41	45	53	47	31	31	
62	25	42	45	54	47	31		
63	26	43	45	55	48	31		
64	26	44	46	56	48	31		
65	27	45	46	57	49	31		
66	27	45	46	58	49	31		
67	28	46	47	59	50	31		
68	28	46	47	60	50	31		
69	29	47	47	61	50	31		
70	29	47	48	62	50	31		
71	29	48	48	63	50	31		
72	30	48	48	64	50	31		
73	30	49	49	65	50	31		
74	30	49	49	66	50	31		
75	31	49	49	67	50	31		
76	31	49	50	68	50	31		
77	31	49	50	68	51	31		
78	32	50	50	68	51	32		



79	32	50	51	68	51	32		
80	32	50	51	68	51	32		
81	33	50	51	69	51	32		
82	33	50	52	69	51	32		
83	33	51	52	69	51	32		
84	34	51	52	69	51	32		
85	34	51	53	69	51	33		
86	34	51	53	70	51			
87	35	51	53	70	51			
88	35	52	53	70	51			
89	35	52	54	71	52			
90	36	52	54	72	52			
91	36	52	54	73	52			
92	36	52	54	74	52			
93	37	53	55	75	53			
94		53	55					
95		53	55					
96		53	55					
97		53	55					
98		54	55					
99		54	55					
100		54	56					
101		54	56					
102		54	56					
103		55	56					
104		55	56					
105		55	56					
106		55	56					
107		55	57					
108		56	57					
109		56	57					
110		56	57					
111		56	57					
112		56	57					
113		56	57					
114		56						
115		56						
116		56						
117		57						
118		57						
119		57						
120		57						
121		57						

122		57						
123		57						
124		57						
125		57						

□ 医療職給料表(昇格時号給対応表)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11

36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43

79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

八 医療職給料表に昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19

36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	25	30	34	30	30	25
47	26	31	35	31	31	25
48	26	32	36	32	32	25
49	27	33	37	33	33	25
50	27	34	38	33	33	25
51	28	35	39	34	33	26
52	28	36	40	34	34	26
53	29	37	41	35	34	26
54	29	38	42	35	34	26
55	30	39	43	36	35	26
56	30	40	44	36	35	26
57	31	41	45	37	35	27
58	31	42	46	37	36	27
59	32	43	47	38	36	27
60	32	44	48	38	36	27
61	33	45	49	39	37	27
62	33	46	50	39	37	27
63	34	47	51	40	38	28
64	34	48	52	40	38	28
65	35	49	53	41	39	28
66	35	50	54	41	39	
67	36	51	55	41	40	
68	36	52	56	42	40	
69	37	53	57	42	40	
70	37	53	58	42	40	
71	38	54	59	43	40	
72	38	54	60	43	41	
73	39	55	61	43	41	
74	39	55	61	44	41	
75	40	56	62	44	41	
76	40	56	62	44	41	
77	41	57	63	45	42	
78	41	57	63	45	42	

79	41	57	64	45	42	
80	42	58	64	45	42	
81	42	58	65	46	42	
82	42	58	65	46	43	
83	43	59	66	46	43	
84	43	59	66	46	43	
85	43	59	67	47	43	
86		60	67	47		
87		60	68	47		
88		60	68	47		
89		60	69	47		
90		60	70	48		
91		61	71	48		
92		61	72	48		
93		61	73	48		
94		61	73	48		
95		61	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	49		
98		62	74	49		
99		62	74	49		
100		62	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	50		
104		63	74	50		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			



二 医療職給料表三昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19

36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	41	34	46	42	33	37
59	42	35	47	43	34	37
60	42	36	48	44	34	37
61	43	37	49	45	35	37
62	43	38	50	46	35	38
63	44	39	51	47	36	38
64	44	40	52	48	36	38
65	45	41	53	49	37	38
66	46	42	54	50	37	38
67	47	43	55	51	38	39
68	48	44	56	52	38	39
69	49	45	57	53	39	39
70	50	46	58	53	39	
71	51	47	59	54	40	
72	52	48	60	54	40	
73	53	49	61	55	41	
74	54	50	62	55	41	
75	55	51	63	56	41	
76	56	52	64	56	41	
77	57	53	65	57	41	
78	58	54	66	58	41	

79	59	55	67	59	42	
80	60	56	68	60	42	
81	61	57	69	61	42	
82	62	58	70	61	42	
83	63	59	71	62	42	
84	64	60	72	62	42	
85	65	61	73	63	43	
86	65	62	74	63	43	
87	66	63	75	64	43	
88	66	64	76	64	43	
89	67	65	77	65	43	
90	67	66	78	65	43	
91	68	67	79	66	44	
92	68	68	80	66	44	
93	69	69	81	67	44	
94	70	70	82	67		
95	71	71	83	68		
96	72	72	84	68		
97	73	73	85	68		
98	74	74	85	68		
99	75	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	81	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			
116	82	84	94			
117	82	85	95			
118	82	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	83	86	96			

122	83	86	96			
123	83	86	97			
124	84	86	97			
125	84	87	97			
126	84	87				
127	84	87				
128	84	87				
129	85	88				
130	85	88				
131	85	88				
132	86	88				
133	86	89				
134	86	89				
135	87	89				
136	87	90				
137	87	90				
138	88	90				
139	88	90				
140	88	90				
141	89	91				
142	89	91				
143	89	91				
144	89	91				
145	90	91				
146	90	92				
147	90	92				
148	90	92				
149	91	92				
150	91	92				
151	91	93				
152	91	93				
153	92	93				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					

165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

ホ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17

38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35

81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	
121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	



124		67	76	
125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	
130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

別表第6 休職期間等調整換算表（第10条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
労働災害又は通勤災害による休職又は休暇の期間	3 / 3 以下
労働災害又は通勤災害上の生死不明又は所在不明による休職の期間	
派遣職員の派遣の期間	
就業規則第56条に規定する介護休暇の期間	
職務に関連があると認められる学術上の長期の研究、調査等に 従事する場合の休職の期間	1 / 2 以下
私傷病による休職又は休暇の期間（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）	1 / 3 以下（ただし、結核性疾患にあ っては、1 / 2 以下とすることができ る）
生死不明又は所在不明による休職の期間（労働災害又は通勤災 害によるものを除く。）	
刑事事件に係る起訴による休職の期間（無罪の判決を受けた場 合の休職に限る。）	3 / 3 以下

別表第7 適用区分表（第14条関係）

職 員	調整数
1 理学療法士（10に掲げる職員を除く。） 2 作業療法士（10に掲げる職員を除く。） 3 生活支援員	3
4 保育指導員	2. 5
5 生活指導員（10に掲げる職員を除く。）及び職業指導員 6 病理細菌技術者 7 診療エックス線技師及び診療放射線技師 8 医師、看護師等及び心理判定業務に従事する職員（10に掲げる職員を除く。）、言語聴覚士並びに医療社会事業に従事する職員 9 保健師（管理職員を除く。）	2
10 医師、看護師等、理学療法士、作業療法士、心理判定業務に従事する職員及び生活指導員（管理職員に限る。）	1. 5
11 薬剤師及び栄養士	1

別表第7-2

調整基本額表（第14条関係）

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

※1級の7号給以下、2級の6号給以下は、別表第7-3参照

5 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

## 別表第7-3

## 調整基本額表（第14条関係）

## 1 医療職給料表(3)

職務の級	号 給	調整基本額
1 級	1号給	7,645 円
	2号給	7,708 円
	3号給	7,776 円
	4号給	7,839 円
	5号給	7,902 円
	6号給	7,969 円
	7号給	8,037 円
2 級	1号給	8,865 円
	2号給	8,950 円
	3号給	9,040 円
	4号給	9,126 円
	5号給	9,220 円
	6号給	9,310 円

別表第8 給料の特別調整額表（第15条関係）

職	区 分
所長	二種
副所長 医療局長	二種
部長（リハビリテーション部を除く。）	四種
リハビリテーション部長	五種

別表第8-2（第15条関係）

イ 事務職等給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	一種	114,700円
	二種	104,200円
8 級	一種	103,400円
	二種	94,000円
7 級	二種	88,500円
	三種	79,700円
	四種	66,400円
	五種	62,000円
	六種	57,500円
6 級	二種	83,100円
	三種	74,800円
	四種	62,300円
	五種	58,200円
	六種	54,000円
	七種	49,900円
5 級	三種	71,400円
	七種	47,600円

ロ 医療職給料表（1）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	一種	121,100円
	二種	110,100円
	三種	99,100円
	四種	82,600円
3 級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	77,100円
	五種	71,900円

ハ 医療職給料表（２）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	三種	78,800円
	四種	65,700円
	五種	61,300円
6 級	三種	74,800円
	四種	62,300円
	五種	58,200円
5 級	五種	55,000円

ニ 医療職給料表（３）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	四種	66,300円
6 級	四種	65,000円
	五種	60,700円



別表第8-3（第15条関係）

イ 事務職等給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	一種	99,400円
	二種	90,300円
8 級	一種	87,800円
	二種	79,800円
7 級	二種	72,900円
	三種	65,600円
	四種	54,700円
	五種	51,000円
	六種	47,400円
6 級	二種	64,200円
	三種	57,800円
	四種	48,200円
	五種	45,000円
	六種	41,800円
	七種	38,500円
5 級	七種	35,400円

ロ 医療職給料表（1）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	一種	102,000円
	二種	92,700円
	三種	83,500円
	四種	69,600円
3 級	二種	78,100円
	三種	70,300円
	四種	58,600円
	五種	54,700円

ハ 医療職給料表（2）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	三種	67,200円
	四種	56,000円
	五種	52,200円
6 級	三種	59,300円
	四種	49,400円
	五種	46,100円
5 級	五種	40,200円

ニ 医療職給料表（3）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	四種	56,900円
6 級	四種	49,900円
	五種	46,600円

別表 8 - 4 (第 1 5 条関係)

職	給料表	職務の級	額
医療局長	医療職給料表 (1)	4 級	93,600 円
		3 級	87,400 円
看護部長	医療職給料表 (3)	6 級	56,300 円

別表第9 初任給調整手当（第16条関係）

期間の区分	初任給調整手当月額
1年未満	309,200円
1年以上 2年未満	309,200円
2年以上 3年未満	309,200円
3年以上 4年未満	309,200円
4年以上 5年未満	309,200円
5年以上 6年未満	309,200円
6年以上 7年未満	309,200円
7年以上 8年未満	309,200円
8年以上 9年未満	309,200円
9年以上 10年未満	309,200円
10年以上 11年未満	309,200円
11年以上 12年未満	309,200円
12年以上 13年未満	309,200円
13年以上 14年未満	309,200円
14年以上 15年未満	309,200円
15年以上 16年未満	309,200円
16年以上 17年未満	305,900円
17年以上 18年未満	302,600円
18年以上 19年未満	299,300円
19年以上 20年未満	296,000円
20年以上 21年未満	292,700円
21年以上 22年未満	279,700円
22年以上 23年未満	265,700円
23年以上 24年未満	252,200円
24年以上 25年未満	238,300円
25年以上 26年未満	224,600円
26年以上 27年未満	207,000円
27年以上 28年未満	189,900円
28年以上 29年未満	172,600円
29年以上 30年未満	155,000円
30年以上 31年未満	137,000円
31年以上 32年未満	118,700円
32年以上 33年未満	100,800円
33年以上 34年未満	76,200円
34年以上 35年未満	51,900円

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4項に規定する経過期間内に新たに第1号に規定する職員となった日以後の期間を示す。

別表 9-2 初任給調整手当（第 16 条関係）

職員の区分 期間の区分	第 1 項第 2 号の職を占める職員
	円
1 年未満	10,000
1 年以上 2 年未満	8,000
2 年以上 3 年未満	6,000
3 年以上 4 年未満	4,000
4 年以上 5 年未満	2,000

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 項に規定する経過期間内に新たに第 2 号及び第 3 号に規定する職員となった日以後の期間を示す。

別表第10 扶養手当の額 (第17条関係)

(単位：円)

扶養親族		年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度 以降
配偶者 (第17条第2項第1号)	事務職等給料表7級以下		6,500	6,500	6,500
	事務職等給料表8級		6,500	3,500	3,500
	事務職等給料表9級		6,500	3,500	(支給なし)
子 (第17条第2項第2号)			10,000	10,000	10,000
父母等 (第17条第2項第3号から第6号まで)	事務職等給料表7級以下		6,500	6,500	6,500
	事務職等給料表8級		6,500	3,500	3,500
	事務職等給料表9級		6,500	3,500	(支給なし)

備考

- 1 「事務職等給料表7級」、「事務職等給料表8級」及び「事務職等給料表9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

別表第 1 1 地域手当の率 (第 1 8 条関係)

地域手当の率	1 0 0 分の 3 . 5
--------	----------------

別表第 1 1 - 2 地域手当の率 (第 1 8 条関係)

地域手当の率	1 0 0 分の 1 6
--------	--------------

別表第12 自動車等の使用者の通勤手当の額（第20条関係）

片道の通勤距離		支給月額	
		四輪の自動車	その他
2キロメートル以上	4キロメートル未満	2,000円	2,000円
4キロメートル以上	6キロメートル未満	4,200円	4,200円
6キロメートル以上	8キロメートル未満	5,310円	
8キロメートル以上	10キロメートル未満	6,830円	
10キロメートル以上	12キロメートル未満	8,350円	7,100円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	9,860円	
14キロメートル以上	16キロメートル未満	11,380円	10,000円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	12,900円	
18キロメートル以上	20キロメートル未満	14,410円	
20キロメートル以上	22キロメートル未満	15,930円	12,900円
22キロメートル以上	24キロメートル未満	17,450円	
24キロメートル以上	26キロメートル未満	18,970円	15,800円
26キロメートル以上	28キロメートル未満	20,480円	
28キロメートル以上	30キロメートル未満	22,000円	
30キロメートル以上	32キロメートル未満	23,520円	18,700円
32キロメートル以上	34キロメートル未満	25,030円	
34キロメートル以上	36キロメートル未満	26,550円	21,600円
36キロメートル以上	38キロメートル未満	28,070円	
38キロメートル以上	40キロメートル未満	29,580円	
40キロメートル以上	42キロメートル未満	31,100円	24,400円
42キロメートル以上	44キロメートル未満	32,620円	
44キロメートル以上	46キロメートル未満	34,140円	26,200円
46キロメートル以上	48キロメートル未満	35,650円	
48キロメートル以上	50キロメートル未満	37,170円	
50キロメートル以上	52キロメートル未満	38,690円	28,000円
52キロメートル以上	54キロメートル未満	40,210円	
54キロメートル以上	56キロメートル未満	41,720円	29,800円
56キロメートル以上	58キロメートル未満	43,240円	
58キロメートル以上	60キロメートル未満	44,760円	
60キロメートル以上	62キロメートル未満	46,270円	31,600円
62キロメートル以上	64キロメートル未満	47,790円	
64キロメートル以上	66キロメートル未満	49,310円	
66キロメートル以上	68キロメートル未満	50,830円	
68キロメートル以上	70キロメートル未満	52,340円	
70キロメートル以上	72キロメートル未満	53,860円	



72キロメートル以上 74キロメートル未満	55,380円	
74キロメートル以上 76キロメートル未満	56,890円	
76キロメートル以上 78キロメートル未満	58,410円	
78キロメートル以上 80キロメートル未満	59,930円	
80キロメートル以上	61,450円	

備考 平均1箇月当たりの通勤所要回数（年間通勤所要回数を12で除して得た額）が、10回に満たない再雇用短時間勤務職員等については、それぞれの額に50/100を乗じて得た額を減額する。

別表第 1 3 交通距離に応じた加算額（第 2 1 条関係）

交通距離	加算額	
	地域手当支給職員	その他
60km以上100km未満	8,000円	
100km以上300km未満	16,000円	8,000円
300km以上500km未満	24,000円	16,000円
500km以上700km未満	32,000円	24,000円
700km以上900km未満	40,000円	32,000円
900km以上1,100km未満	46,000円	40,000円
1,100km以上1,300km未満	52,000円	46,000円
1,300km以上1,500km未満	58,000円	52,000円
1,500km以上2,000km未満	64,000円	58,000円
2,000km以上2,500km未満	70,000円	64,000円
2,500km以上	70,000円	70,000円

別表第14 特殊勤務手当の額（第22条関係）

種 類	支給される職員の範囲	支 給 額
1 防疫作業に従事する職員	職員が、感染症（1類～3類及び新型インフルエンザ等感染症並びに栃木県人事委員会がこれらに相当すると認めるもの）が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき（2に規定する作業に従事したときを除く。）	（日）330円
2 夜間業務手当	一 看護等の業務に従事する看護師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間）において行われる業務に従事したとき	次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 （1回）7,300円 ロ 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 ○ 4時間以上（1回）3,550円 ○ 2時間以上4時間未満 （1回）3,100円 ○ 2時間未満（1回）2,150円
	二 指導及び訓練の業務に従事する生活支援員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間）において行われる業務に従事したとき	（1回）1,100円

備考 再雇用短時間勤務職員の月額特殊勤務手当の額は、上記の表の月額（金額で定められているものに限る。）に、勤務割合（週当たりの勤務時間／38時間45分）を乗じて得た額とする（1円未満切り捨て）。

別表第15 役職段階別加算の区分（第33条関係）

給料表	職員	加算割合
事務職等給料表	職務の級が9級及び8級である職員	100分の20
	職務の級が7級及び6級である職員	100分の15
	職務の級が5級及び4級である職員	100分の10
	職務の級が3級の職員である職員	100分の5
医療職給料表（1）	職務の級が4級である職員（所長）	100分の20
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級である職員（課長級、課長補佐級在職4年以上）	100分の15
	職務の級が3級である職員 職務の級が2級である職員（係長級在職2年以上）	100分の10
	職務の級が2級である職員 職務の級が1級である職員（大学6卒経験6年以上）	100分の5
医療職給料表（2）	職務の級が7級である職員 職務の級が6級である職員（課長級、課長補佐級在職4年以上）	100分の15
	職務の級が6級及び5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級である職員（主任）	100分の5
医療職給料表（3）	職務の級が7級及び6級である職員	100分の15
	職務の級が5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級及び2級である職員（主任）	100分の5
福祉職給料表	職務の級が5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級かつ4月1日現在年齢38歳以上である職員	100分の5

別表第15-2 管理職加算（第33条関係）

給料表	給料の特別調整額の区分		加算割合
事務職等給料表	部長級	1種	22%
		2種	15%
医療職給料表（1）	所長	2種	15%

別表第16 勤勉手当の支給割合（第36条関係）

勤務期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第17 災害派遣手当等 (第41条、第42条、第43条関係)

滞在した期間	利用施設の区分 公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- 1 滞在した期間とは、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員が栃木県の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。
- 2 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。